

2026年4月1日
生活協同組合コープこうべ

電気供給約款の一部変更に関するお知らせ

コープこうべの電気をご利用いただきありがとうございます。

2026年4月1日以降電気供給約款の内容を一部変更いたしますので、変更点について下記の通りお知らせいたします。

記

<変更点>

1. 「基本プラン」の料金を変更いたします。(電気供給約款 12)

※2026年4月の検針日以降にご使用いただく電気について、新しい料金が適用されます。

		単位	料金単価 (税込)
最低料金 (最初の15kWhまで)		1契約	522.58円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWh	20.21円
	120kWh超過200kWhまで		25.61円
	200kWh超過300kWhまで		25.61円
	300kWh超過		28.59円

2. 契約期間の定めを変更します。

従来 : 1年契約の自動更新

改定後 : 契約期間の定めなし

電気供給約款 (新旧対照表)

新	旧
II 契約の申込み	II 契約の申込み
7 需給契約の成立 需給契約は、約款6 (需給契約の申込み) 所定の申込みを生協が承諾したときに成	7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、約款6 (需給契約の申 込み) 所定の申込みを生協が承諾した

<p>立するものとしします。</p>	<p>ときに成立するものとしします。</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしします。</p> <p>(3) 需給契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、生協のホームページに掲示する方法またはその他生協が適当と判断した方法により行い、生協の名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとしします。</p>
--------------------	---

以上